

投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件

(平成十九年八月十七日金融庁・財務省告示第五号)

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十九条の七十三第一号及び第二号の規定に基づき、投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

一 保有できる有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)

ハ 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十二条の規定による商工債、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条の規定による農林債

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

ホ 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券であつて元本補てんの契約のあるもの

ヘ 担保付社債（償還及び利払いに遅延のないものに限る。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、確実な有価証券であつて、その保有について金融庁長官及び財務大臣の承認を受けたもの

二 預金をすることができる金融機関

イ 銀行

ロ イに掲げるもののほか、金融庁長官及び財務大臣の承認を受けた金融機関